【様式編】

社会福祉施設用

洪水時の避難確保計画

　　兼　非常災害対策計画（水害部分）

【施設名：　　　　　　　】

令和　　年　　月　　日 作成

　本計画は，水防法第15条の３に基づく洪水時の避難確保計画及び以下の厚生労働省通知に基づく非常災害対策計画のうち水害に係る部分を網羅したものである。

・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

（平成28年９月９日付け老総発0909第1号，老高発0909第1号，老振発0909第1号，老老発0909第1号　厚生労働省老健局総務課長，高齢者支援課長，振興課長，老人保健課長連名通知）

・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

（平成28年９月９日付け障障発0909第1号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

（平成28年９月９日付け雇児総発0909第2号　厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

様式編　目　次

市に提出（様式６は自衛水防組織を設置した場合に提出）

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

様式１

３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・ 1

４　施設の立地条件　・・・・・・・・・・・・・・ 1

　　施設周辺の避難経路図　・・・・・・・・・・・・ 2

別紙１

５　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

様式２

６　情報収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・ 4

様式３

７　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

様式４

８　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・ 6

様式５

９　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・ 6

10　自衛水防組織の業務に関する事項　・・・・・・ 7

様式６

個人情報等を含むため適切に管理　※市への提出は不要であるが作成が必要なもの。

11　防災教育及び訓練の年間計画 ・・・・・・・・ 8

様式７

12　施設利用者緊急連絡先一覧表 ・・・・・・・・ 9

様式８

13　緊急連絡網 ・・・・・・・・・・・・・・・ 10

様式９

14　外部機関等への緊急連絡先一覧表 ・・・・・ 10

様式10

15　対応別避難誘導方法一覧表 ・・・・・・・・ 11

様式11

16　防災体制一覧表 ・・・・・・・・・・・・・ 12

様式12

別添　「自衛水防組織活動要領」 ・・・・・・・・ 13

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

別表１「自衛水防組織の編成と任務」 ・・・・・・ 14

別表２「自衛水防組織装備品リスト」 ・・・・・・ 14

**１　計画の目的**

様式１

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人　　　　　数 |
| 昼間・夜間 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 昼間 | 休日 | 休日 |
| 名 | 名 |
| 夜間 | 夜間 | 名 | 名 |
| 名 | 名 |

**４　施設の立地条件（盛岡市防災マップで確認。該当する区分に〇を記入。）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 洪水浸水想定区域内　**※区域内の場合，以下(1)～(3)を確認。** |
|  | 洪水浸水想定区域外 |

**・洪水浸水想定区域内の場合**

**(1) 早期の立退き避難が必要な区域か確認**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 早期の立退き避難が必要な区域であり河岸浸食によって家屋倒壊等の危険がある区域 |
|  | 早期の立退き避難が必要な区域であり氾濫流によって家屋倒壊等の危険がある区域 |
|  | 上記以外 |

**(2) 浸水深**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 10.0ｍ以上の区域 |
|  | 5.0～10.0ｍ未満の区域 |
|  | 3.0～5.0ｍ未満の区域 |
|  | 0.5～3.0ｍ未満の区域 |
|  | 0.5ｍ未満の区域 |

**(3) 近隣の地下道・アンダーパスの有無**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 有 |
|  | 無 |

※アンダーパス…[立体交差](https://www.weblio.jp/content/%E7%AB%8B%E4%BD%93%E4%BA%A4%E5%B7%AE)の[方式](https://www.weblio.jp/content/%E6%96%B9%E5%BC%8F)のうち、[道路](https://www.weblio.jp/content/%E9%81%93%E8%B7%AF)を[掘り下げ](https://www.weblio.jp/content/%E6%8E%98%E3%82%8A%E4%B8%8B%E3%81%92)て[交差する](https://www.weblio.jp/content/%E4%BA%A4%E5%B7%AE%E3%81%99%E3%82%8B)[道路](https://www.weblio.jp/content/%E9%81%93%E8%B7%AF)の下をくぐる形に[したもの](https://www.weblio.jp/content/%E3%81%97%E3%81%9F%E3%82%82%E3%81%AE)。

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

施設所在地

避難場所（施設名及び所在地）

避難経路図

**５　防災体制**

様式２

防災体制は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期

以下のいずれかに該当する場合

以下のいずれかに該当する場合

対応要員

活動内容

体　制

以下のいずれかに該当する場合

非常体制確立

警戒体制確立

注意体制確立

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

**６　情報収集・伝達**

様式３

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 |  |
| 洪水予報・河川水位 |  |
| 避難情報高齢者等避難避難指示緊急安全確保 |  |

※　停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※　提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

（２）情報伝達

①施設職員には「施設内緊急連絡網」に基づき、口頭、電話、メール等で情報伝達を行う。また、施設利用者には館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報伝達を行う。

②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市に報告する。

③市への連絡先は以下とする。

盛岡市　　課　　　係　019-　　　　（計画提出の窓口となる所管課）

盛岡市危機管理防災課　019-603-8031（防災担当課）

**７　避難誘導**

様式４

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

（３）避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　称 | 移動距離 | 移動手段 | 所要時間 |
| **避難場所** |  | （ |  | ）m | □徒歩 |  |
| □車両 | （ | ）台 |  |
| **屋内安全****確保** |  |  |  |  |

（４）避難を開始する時期・判断基準

避難を開始する時期：

判断基準：以下のいずれかに該当する場合

　　　　　　・

　　　　　　・

　　　　　　・

**８　避難の確保を図るための施設の整備**

様式５

様式５

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| **情報収集****・伝達** | □テレビ　台　□ラジオ　器　□タブレット端末　台　□ファックス　台　□携帯電話　台 □携帯電話用バッテリー　個□乾電池　個　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  |
| **避難誘導** | □従業員名簿　□利用者名簿　□案内旗　枚　□携帯電話　台□携帯電話用バッテリー　台　□携帯用拡声器　台　□懐中電灯　台□乾電池　個　□ライフジャケット　着　□蛍光塗料　個　□避難車　台□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **屋内安全****確保に係る機材等** | □水　日分　□食料　日分　□寝具　人分　□防寒具　人分□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **施設利用者に係る機材等** | □おむつ　枚　□おしりふき　枚　□おやつ　個　□おんぶひも　個□常備薬　日分　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **その他の****機材等** | □ウェットティッシュ　枚　□ゴミ袋　枚　□タオル　枚□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※常備薬等，施設利用者に必要な資器材等についてよく確認すること。

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土嚢　個　　□止水板　台□そのほか（　　　　　　　　　　　　　） |

**９　防災教育及び訓練の実施**

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。年間の教育及び訓練計画は毎年４月に作成する。

（１）防災に係る研修

・毎年　　月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

（２）防災訓練

・毎年　　月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。

・毎年　　月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　・施設関係者以外の関係者が参加する訓練として

を毎年　　月に実施する。

**10　自衛水防組織の業務に関する事項**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

様式６

※自衛水防組織を設置する場合には、様式７を参考に加筆・修正してください。

また、あわせて別添、別表１・２を作成してください。

（１）別添「　　　　　自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①　毎年　　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

②　毎年　　　月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

**11　防災教育及び訓練の年間計画**

様式７

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

防災体制の確立・

避難確保計画の年度版作成

従業員への防災教育

入所施設

情報伝達訓練

従業員の非常参集訓練

避難訓練

通所施設

情報伝達訓練

保護者への引き渡し訓練

施設利用者への防災教育

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

避難確保計画の更新

○防災体制と役割分担の確認、試行

○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測　など

○保護者の緊急連絡網の試行

○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○水害の危険性や避難場所の確認

○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明　など

○避難確保計画等の情報の共有

○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　など

**12　施設利用者緊急連絡先一覧表**

様式８

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設利用者 | 緊急連絡先 | その他（緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |
|  |

**13　緊急連絡網**

様式９

|  |
| --- |
|  |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**14　外部機関等への緊急連絡先一覧表**

様式10

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 担当者氏名 | 電話番号 | 連絡可能時間 | 備考 |
| 市（防災担当） |  |  |  |  |  |
| 市（福祉担当） |  |  |  |  |  |
| 消防署 |  |  |  |  |  |
| 警察署 |  |  |  |  |  |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |  |  |  |
| 医療機関 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**15　対応別避難誘導方法一覧表**

様式11

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容 | 氏名 | 避難先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

該当番号を記入

**避難場所へ移動**

　１.単独歩行が可能　２.介助が必要　３.車いすを使用　４.ストレッチャーや担架が必要　５.そのほか

**そのほかの対応**

　６.自宅に帰宅　７.病院に搬送　８.そのほか

**16　防災体制一覧表**

様式12

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **情報収集****伝達要員** | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ |  | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□洪水予報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難誘導****要員** | 担当者 | 役　割 |
| 班長（ |  | ） | □避難誘導の実施□未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

（自衛水防組織の編成）

**別添　「　　　　自衛水防組織活動要領」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(１)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(２)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

**別表１　「自衛水防組織の編成と任務」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **総括・****情報班** | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ |  | ） | □自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録□館内放送等による避難の呼び掛け□洪水予報等の情報の収集□関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **避難****誘導班** | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長（ |  | ） | □避難誘導の実施□未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 |
| ・・・・ |  |

**別表２　「自衛水防組織装備品リスト」**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| **総括・情報班** | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| **避難誘導班** | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器誘導用ライフジャケット蛍光塗料 |